

4月12日(日)は、広島県議会議員一般選挙（廿日市市選挙区）の投票が行われます。

立候補受付 4月3日(金)
 期日前投票 4月4日(土)～4月11日(土)
 投票・開票 4月12日(日)
 選出する議員の数 廿日市市選挙区 2人

問合せ 廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎⑩9101
 佐伯支所（選挙担当）☎⑦1111
 吉和支所（選挙担当）☎⑦2111
 大野支所（選挙担当）☎⑤2000
 宮島支所（選挙担当）☎④2000



広島の未来を託す、あなたの一票

広島県議会議員選挙啓発標語 最優秀作品

広島県議会議員一般選挙

4月12日(日) 投開票



■期日前投票を利用してください

投票日に用事や仕事、旅行、病気などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。期日前投票の際には、「期日前投票宣誓書」に所定の事項を記入することが必要です。
 あらかじめ、選挙のお知らせはがきの裏面に掲載している「期日前投票宣誓書」に必要な事項を記入しておく、投票の受け付けが早く済みます。期日前投票される際は活用してください。

■期日前投票所

ところ 市役所本庁舎 7階会議室、佐伯支所、吉和支所、大野支所および宮島支所
 期間 4月4日(土)～4月11日(土)
 ※土曜日、日曜日にも投票できます
 と き 8時30分～20時

宣誓書記載例

期日前投票宣誓書	
私は、平成27年4月12日執行の広島県議会議員一般選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので、期日前投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓います。 平成27年4月〇〇日	
氏名	廿日市 太郎
生年月日	明・大・昭・平 27年4月12日
住所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要
該当する口に✓を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 仕事、学業、冠婚葬祭などに従事	
<input type="checkbox"/> 上記以外の用事又は事故のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在	
<input type="checkbox"/> 病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難	
<input type="checkbox"/> 住所移転のため、他の市区町村に居住	

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日などを記入するほか、はがきに書いてある4つの理由の中から一つを選んでください

不在者投票

●指定病院などでの不在者投票
 一定規模以上で、不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院（所）している人は、その病院などで不在者投票ができます。病院などの職員に申し出てください。

●滞在先での不在者投票
 出張などで市外に滞在中で、投票日までには帰ることができない人は、滞在先の選挙管理委員会に投票することができます。

投票用紙を廿日市市選挙管理委員会に請求すると、滞在先に投票用紙を郵送しますので、滞在先の選挙管理委員会に投票してください。
 日数が掛かりますので、早めに手続きをしてください。

●郵便などによる自宅での不在者投票
 法で定める重度の障がいなどがある人で、郵便等投票証明書を持っている人は、選挙管理委員会に投票用紙の請求をすれば、郵便などにより自宅で投票できます。

投票用紙の請求期限 4月8日(木)
 ※投票用紙を請求するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」の申請は、常時受け付けていますので、早めに選挙管理委員会に手続きをしてください

■選挙権がある人

年齢 平成7年4月13日以前に生まれた人
 住所 平成27年1月2日以前に本市に転入の届け出し、引き続き市内に住んでいる人

※市内から県内の他の市区町への住所移転は1回に限り、本市の元の住所地の投票所で投票できます。この場合、いずれかの市区町の市民課（住民課など）が発行する「引き続き住所を有することの証明書」または、住民票の写し（コピー不可）が必要です

※1月3日以降に、県内の他の市区町から本市に転入の届け出しをした人で、転入前の市区町の選挙人名簿に登録されている人は、原則、前住所地での投票となりますので、転入前の市区町の選挙管理委員会に問い合わせてください。なお、前住所地で投票するときは、いずれかの市区町の市民課（住民課など）が発行する「引き続き住所を有することの証明書」または、住民票の写し（コピー不可）が必要となります

※1月3日以降に県外から転入した人および投票日までに県外に転出した人は投票できません

■点字投票や代理投票もできます

目が不自由な人は点字投票が、手が不自由であるなどのため自分で字が書けない人は代理投票ができます。投票所の職員に申し出てください。

■選挙のお知らせはがきを送ります

投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を郵送します。記載事項を確かめ、投票するときに持ってきてください。
 はがきがない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。



■投票時間

7時～20時

ただし、後畑集会所・下川上集会所・平谷集会所・所山集会所・中道集会所・飯山集会所は7時から17時まで、浅原中央活性化センター（浅原市民センター）・栗栖集会所・吉和第二集会所・吉和福祉センター・松ヶ原こども館・中西集会所・西連集会所・宮島杉之浦市民センターは7時から19時までです。

■開票の日程

開票は投票日の投票終了後、次のとおり行います。
 と き 4月12日(日)21時10分～
 ところ 日本赤十字広島看護大学体育館
 ※選挙に関する情報は、市ホームページにも掲載します

■投票所は次のとおりです

3月21日以降に市内での転居の届け出しをした人は、転居前の住所地で投票することになります。

- | | |
|--------|-----------------------|
| 第1投票所 | 市役所本庁舎 |
| 第2投票所 | 廿日市小学校 |
| 第3投票所 | 廿日市保育園 |
| 第4投票所 | 廿日市高等学校 |
| 第5投票所 | 佐方市民センター |
| 第6投票所 | 平良保育園 |
| 第7投票所 | 平良小学校 |
| 第8投票所 | 原市民センター |
| 第9投票所 | 後畑集会所 |
| 第10投票所 | 串戸市民センター |
| 第11投票所 | 宮内市民センター |
| 第12投票所 | 明石集会所 |
| 第13投票所 | 地御前市民センター |
| 第14投票所 | 阿品市民センター |
| 第15投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第16投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第17投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第18投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第19投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第20投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第21投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第22投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第23投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第24投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第25投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第26投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第27投票所 | 阿品台中学校(体育館) |
| 第28投票所 | さいき文化センター(津田市民センター) |
| 第29投票所 | 浅原中央活性化センター(浅原市民センター) |
| 第30投票所 | 浅原中央活性化センター(浅原市民センター) |
| 第31投票所 | 浅原中央活性化センター(浅原市民センター) |
| 第32投票所 | 栗栖集会所 |
| 第33投票所 | 中道集会所 |
| 第34投票所 | 飯山集会所 |
| 第35投票所 | 吉和第二集会所 |
| 第36投票所 | 吉和福祉センター |
| 第37投票所 | 青葉台集会所 |
| 第38投票所 | 柿の浦集会所 |
| 第39投票所 | 大野1区集会所 |
| 第40投票所 | 大野2区集会所 |
| 第41投票所 | 対敵山集会所 |
| 第42投票所 | 大野3区集会所 |
| 第43投票所 | 大野4区集会所 |
| 第44投票所 | 宮島台集会所 |
| 第45投票所 | 大野コミュニティセンター(大野5区集会所) |
| 第46投票所 | 大野6区集会所 |
| 第47投票所 | 大野7区集会所 |
| 第48投票所 | 大野8区集会所 |
| 第49投票所 | 大野9区集会所 |
| 第50投票所 | 大野10区集会所 |
| 第51投票所 | 松ヶ原こども館 |
| 第52投票所 | 中西集会所 |
| 第53投票所 | 西連集会所 |
| 第54投票所 | 宮島杉之浦市民センター |